

平成24年7月17日改正
平成27年3月 1日改正
平成27年4月 1日改正
平成28年1月 1日改正
平成31年4月 1日改正
令和6年12月 2日改正

税証明書等の請求に伴う本人確認方法に関する事務取扱基準

税証明書等の発行及び発行停止に伴う本人確認等の事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）第12条に基づき、税証明書等の請求に伴う本人確認方法に関する事務取扱基準を下記のように定める。

記

1 本人確認の対象者

新潟市市税条例施行規則に規定する証明の発行及び簿冊の閲覧（以下「税証明書等」という。）の交付請求を行う全ての者を本人確認の対象とする。ただし、登記申請人本人による固定資産価格通知書の請求及び土地の公図副本（更正図）の閲覧を請求する者は除く。

2 本人確認書類

事務処理要綱に定める本人確認書類の例示は次のとおりとする。
なお、この例示は個人の場合であり、官公署等の職員や弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士（以下「弁護士等」という。）が職務上請求する場合については一部取扱が異なる。

1点で本人確認ができるもの（国又は地方公共団体が発行した顔写真付のもの）【1号書類】 例示		
運転免許証	旅券（パスポート）	在留カード
特別永住者証明書	個人番号カード	官公署が発行した身分証明書、職員証
身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳（写真付）
船員手帳	海技免状	小型船舶操縦免許証
猟銃・空気銃所持許可証	戦傷病者手帳	宅地建物取引士証
電気工事士免状	無線従事者免許証	認定電気工事従事者認定証
特種電気工事資格者認定証	耐空検査員の証	航空従事者技能証明書
運航管理者技能検定合格証明書	動力車操縦者運転免許証	教習資格認定証
運転経歴証明書（平成24年	警備業法第23条第4項の合	外国人登録証明書

4月1日以後の交付のもの)	格証明書	
住民基本台帳カード（写真付） など		

下記の（イ）と（ロ）の1点ずつで本人確認ができるもの
または、（イ）の2点で本人確認ができるもの

（イ）（国又は地方公共団体が発行した顔写真なしのもの）【2号書類】 例示		
健康保険の被保険者証，資格 確認書，資格情報のお知らせ	年金手帳，年金証書，恩給証 書	介護保険被保険者証，被保険 者資格証明書
住民基本台帳カード（写真な し）	申請書に押印した印鑑の印 鑑登録証明書	雇用保険被保険者証
自衛官診療証	生活保護受給者証	後期高齢者医療制度の被保 険者証，資格確認書，資格情 報のお知らせ
精神障害者保健福祉手帳（写 真なし）	1点で確認できる書類の仮 証明書や引換証 など	

（ロ）（【1号書類】以外で顔写真付のもの）【3号書類】 例示		
学生証（写真付）	法人が発行した身分証明書， 社員証（写真付）	国や地方公共団体が発行し た資格証明書（写真付）
生徒手帳（写真付）	弁護士，司法書士，土地家屋 調査士，税理士，社労士，行 政書士の会員証又は補助者 証（写真付）	法人が発行した技術，技能， 資格証（写真付） など

（ロ）（名前が印字されているもの）【4号書類】 例示		
地方公共団体発行の敬老手 帳	預金通帳	キャッシュカード
クレジットカード	公共料金の領収書等（本人名 義のもの）	発行者以外が修正できない 診察券
本人宛の各種医療受給者証 （職印の印影のあるもの）	本人宛の各種納税・納付通知 書（職印の印影のあるもの） など	

（1）本人確認書類の表面（裏面を含む）に記載された内容と請求書の記載内容を照合するとともに貼付された写真の人物と同一人であることを確認する。写真が貼付された本人確認書類であっても発行日から年数が経過しており，容貌に著しい差異がある場

合は、他の本人確認書類を併用するか又は家族構成等の聴き取り等により調査する。

(2) 提示を求める本人確認書類については原本に限る。(郵便等による請求を除く。)

(3) 本人確認書類は、原則有効期限内のものに限る。有効期限切れの場合は他の本人確認書類を併用するなどして確認する。

3 事務処理要綱第3条第3項に定める職務又は資格に関する書類

(1) 公用請求

ア 新潟市他課からの請求は、請求者を所属長とした公文書とする。

イ 新潟市以外の公用請求の場合は、国又は地方公共団体等の公印がある任意の書式による文書及び国又は地方公共団体等がその職員に対して発行した身分証明書により確認する。

(2) 弁護士等による請求

ア 弁護士等の本人は所属する各々の会発給の証票等を、使者(補助者・事務員等)は会又は会員が発給する身分証明書により確認を行う。

イ 身分証明書が発給されていない者及び持参しなかった者の確認については原則として本人確認書類で行う。

ウ 資格の有無について疑義が生じた場合には、請求者の事務所、その所属する会等に照会する。

4 本人確認書類で本人確認ができなかった場合

(1) 本人確認書類に疑義がある場合や、本人確認書類が不足している場合は、口頭で質問するなどの方法や本人確認票を記入させ本人確認を行う。

なお、この場合、次回の請求から本人確認書類を2点以上持参するよう指導する。

(2) 本人確認書類を持っていない場合は、本人確認票を記入させ本人確認を行う。

(3) 本人確認票での確認方法

① 本人確認票の記入方法

本人確認票には家族全員の氏名・生年月日を本人に記入させる。

② 確認した担当者は、本人確認票に確認手段と担当者名を記入する。